

## 「私的録音録画問題」の経緯について

### 1. はじめに

私的使用のための複製や私的録音録画補償金制度などについては、文化庁の著作権分科会や小委員会において議論が交わされてきました。

文化庁に設置されている文化審議会の下には、いくつかの分科会が置かれ、そのひとつに著作権分科会があります。この著作権分科会では、著作者の権利や著作権隣接権などの保護や利用に関する重要な事項を調査審議することとされており、著作権分科会の下に小委員会が設置され、著作権法の改正などに関する、より具体的な議論が進められます。

※最新の文化審議会の組織図は、文化庁ホームページ(<http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/about/sosikizu.html>)より、ご覧頂けます。

では、この数年、「私的録音録画問題」に関して、著作権分科会や小委員会の議論は、どのような経緯を経てきたのか、振り返ってみたいと思います。

### 2. 私的録音録画小委員会設置までの経緯

著作権分科会は、法制問題小委員会における議論を経て、2005(平成17)年1月に『著作権法に関する検討課題』([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/toushin/05012501.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/05012501.htm))を取りまとめました。

重要性や緊急性などにかんがみて、大局的、体系的な視点から優先して対応すべき著作権法上の課題を抽出、整理したものです。この検討課題のひとつに「私的録音録画補償金の見直し」が掲げられました。具体的には、ハードディスク内蔵型録音機器等について、政令による指定など論点を示し、法制問題小委員会において議論されることになりました。

法制問題小委員会では、2005(平成17)年2月から、特許審査手続や薬事行政などに係る権利制限の見直しとともに、私的録音録画補償金の見直しについて議論が開始されました。この法制問題小委員会は、学者や弁護士を中心に構成され、同年12月までに計10回開催されました。議論の中では、権利者側やメーカー側からも私的録音録画補償金制度の見直しについて意見を述べたり、私的録音補償金管理協会(sarah)や私的録画補償金管理協会(SARVH)から、私的録音録画補償金の分配実績に関する説明なども行われました。権利者側からは、ハードディスク内蔵型録音機器を政令により対象とすべきことなどを主張する一方、メーカー側からは、技術や契約を用いて、利用の都度、個別に対価を直接徴収する方向に向かうべきであることを主張しました。

法制問題小委員会による検討結果は、2006(平成18)年1月に著作権分科会に対して報告され、『文化審議会著作権分科会報告書』([http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/pdf/singi\\_houkokusho\\_1801.pdf](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/pdf/singi_houkokusho_1801.pdf))として取りまとめました。この報告書では、これまで私的録音録画補償金制度が、一定の機能を果たしてきたことを認めつつも、ハードディスク内蔵型録音機器等の政令指定などが見送られた上で、「私的録音・録画について抜本的な見直し及び補償金制度に関してもその廃止や骨組みの見直し、更には他の措置の導入も視野に入れ、抜本的な検討を行うべきである」と提言し、「この私的録音・録画の検討は、実態を踏まえた解決策を見出し、…平成19年度中には一定の具体的結論を得るよう、迅速に行う必要がある」としました。

1970(昭和45)年に制定された現行の著作権法では、私的使用のための複製は、権利者の許諾を得ることなく、自由かつ無償で行うことができるとしていました。しかしながら、その後の録音録画技術の発達や普及によって、1992(平成4)年に私的録音録画補償金制度が導入されました。この補償金制度は、私的使用のための複製にあたる私的録音録画は、従来通り、権利者の許諾を得なくとも自由としつつ、権利者に対して一定の補償を行うこととして調整を図るものでした。しかしながら、その後のデジタル・ネットワーク技術の発展は、私的録音録画補償金制度の在り方だけではなく、その前提となる私的使用のための複製にあたる私的録音録画のあり方そのものをも見直すことになったのです。

この『文化審議会著作権分科会報告書』を受けて、著作権分科会の下に、「私的録音録画小委員会」が、新たに設置され、議論が進められることになりました。

### **3. 私的録音録画小委員会における経緯**

#### **〔1年目(2006年4月～12月)〕**

2006(平成18)年4月に議論が開始された私的録音録画小委員会は、学者や弁護士を中心に構成された法制問題小委員会とは異なり、権利者や消費者、メーカー、放送事業者、学者・弁護士などから構成され、2006(平成18)年12月までに計8回開催されました。議論の中では、国内の私的録音録画の実態調査報告や海外における私的録音録画補償金制度等を巡る動向のほか、音楽・映像配信を巡るビジネスモデル、著作権保護技術の動向などに関するヒアリングや報告なども行なわれ、議論が重ねられました。

このような中で、今後の議論の流れが整理されてきました。すなわち、まず、私的使用のための複製の範囲を見直し、権利制限の範囲外となる私的録音録画行為、つまり権利者の許諾を得なければならないことになる私的録音録画について考え方を整理した上で、私的使用のための複製の範囲内における私的録音録画行為に係る補償の必要性やその具体的な方法について考えるとの整理がなされたのです。

## 〔2年目(2007年3月～2008年1月)〕

このような整理を経て、2年目の議論は、2007(平成19)年3月から開始されました。1年目の議論を踏まえて、私的使用のための複製にあたる私的録音録画の範囲の見直し、私的使用のための複製の範囲内における私的録音録画に対する補償の必要性、また、仮に補償の必要性があるとした場合の補償の具体的な方法について議論が重ねられることになりました。

一方で、文化庁における議論に前後して地上デジタル放送についての議論が進められていました。2011年7月24日には、アナログ放送は停波し、デジタル放送への完全移行が予定されています。現在、既に開始されているデジタル放送については、放送番組が録画され、不正流通を防ぐため、いわゆる「コピーワンス」という仕組みが採用されています。しかしながら、例えば、この仕組みでは、一旦ハードディスクから、DVD-Rなどの記録媒体に、放送番組をコピーすると、元のハードディスクから放送番組が消えてしまう(「ムーブ」してしまう)ため、記録媒体にデータを移している際に、技術的な不都合が生じると、録画した放送番組が消えてしまうなど使い勝手が悪いという指摘がなされました。

そこで、2006(平成18)年9月に、総務省の情報通信審議会情報通信政策部会に、放送事業者やメーカー、権利者、消費者などから構成される「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」([http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/policyreports/joho\\_tsusin/digitalcontent.html](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/digitalcontent.html))が設置され、2011年のデジタル放送への完全移行実現に向けて、いわゆる「コピーワンス」の見直しについて議論することになりました。計21回にも亘る議論の末、2007(平成19)年8月には『デジタル・コンテンツの流通の促進』(いわゆる『第四次中間答申』)([http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070802\\_4.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070802_4.html))を取りまとめました。この中では、コンテンツのリスペクトやクリエイターへ適切な対価の還元すること、視聴者の利便性の確保することや放送番組の不正流通を助長させないことなどを前提条件として、いわゆる「コピーワンス」を緩和し、ハードディスクから9回のコピーと1回のムーブとする、いわゆる「ダビング10」を採用する方向性が見定められました。その後も、「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」では、いわゆる「ダビング10」の進捗状況のフォローアップなどについて、引き続き議論が進められています。

他方、文化庁の私的録音録画小委員会でも、これまでの議論を中間的に整理する形で、2007(平成19)年10月に『文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理』([http://www.bunka.go.jp/c\\_hosakuken/singikai/pdf/rokuon\\_chuukan\\_1910.pdf](http://www.bunka.go.jp/c_hosakuken/singikai/pdf/rokuon_chuukan_1910.pdf))を取りまとめました。この『中間整理』では、私的使用のための複製にあたる私的録音録画の範囲の見直し、私的使用のための複製の範囲内における私的録音録画に対する補償の必要性、また、仮に補償の必要性があるとした場合の補償の具体的な方法について整理しています。

このうち、私的使用のための複製の範囲の見直しについては、違法複製物や違法サイトからの私的録音録画を私的使用のための複製の範囲から除外するという方向性のほか、著作権保護技術の発展や音楽・映像配信ビジネスの状況などから、適法配信を通じて入手された著作物等の録音録画物からの私的録音録画が、私的使用のための複製の範囲から除外することができるのではないかという方向性が整理されています。他方、私的使用のための複製の範囲内における私的録音録画に対する補償の必要性については意見の一致を見るまでには至らず、著作権保護技術と補償の必要性との関係などについて、いくつかの考え方を併記した上で、仮に補償の必要性があるとした場合の具体的な方法として、現行の私的録音録画補償金制度の見直しなどについて整理しています。

このような『中間整理』に対しては、広く一般からの意見募集も行われ、非常に多くの意見が寄せられました。この意見募集の結果についても、文化庁ホームページ(<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/index.html>)で公表されています。

『中間整理』に対する意見募集の結果なども踏まえ、私的録音録画小委員会における議論が再開されることになりました。私的使用のための複製の範囲から、違法複製物や違法サイトからの私的録音録画を除外することについて改めて検討を行ったほか、著作権保護技術の発達や普及により、私的使用のための複製にあたる私的録音録画の範囲を見直し、権利者の許諾が必要となる範囲が拡大することに併せて、将来的には、私的録音録画補償金制度は縮小・廃止し、音楽CDからの私的録音と無料デジタル放送からの私的録画については、当面私的録音録画補償金制度により対応するという一定の方向性が、文化庁より案として示されたのです。(2008年1月17日開催の私的録音録画小委員会(第16回)配布資料『著作権保護技術と補償金制度について(案)』([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/gijiroku/020/08012107/001.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/020/08012107/001.htm)))。

2006(平成18)年1月の『文化審議会著作権分科会報告書』では、平成19年度中に一定の具体的な結論を得ることとされていました。しかしながら、私的録音録画小委員会において、2006(平成18)年4月から2008(平成20)年1月まで、計25回もの議論が重ねられてきたものの、結論を得るまでには至らず、各委員が、この『著作権保護技術と補償金制度について(案)』を持ち帰り、検討することとして、次期も私的録音録画問題に関して、引き続き議論が行われることになったのです。

### 〔3年目(2008年4月～)〕

3年目を迎えることとなった、私的録音録画小委員会は、2008(平成20)年4月から、議論が開始されました。将来的には私的録音録画補償金制度を廃止することとしつつ、一定の利用形態に対しては私的録音録画補償金制度により対応するという文化庁からの案に対しては、権利者や学者・弁護士からは、段階的に議論を収束させるため、概ね賛成するとの意見がある一方で、メーカー側は、内容に対し

て更なる説明を求めており、現在も議論は継続されているところです。

#### 4. むすびに代えて

私的録音録画補償金制度は、権利者が1977(昭和52)年に要望書を提出してから、1992(平成4)年に、現在の制度が導入されるまで、15年もの長きに亘り、権利者やメーカー、消費者、学者などによる議論の積み重ねの上に導入されたものです。

確かに、私的録音録画補償金制度の導入以降、デジタル・ネットワーク技術の発達や普及には目を見張るものがあり、「私的録音録画問題」を改めて見直す契機を与えています。しかしながら、現在におけるデジタル・ネットワーク技術は、私的録音録画小委員会の主査を務める中山信弘先生の言葉を借りるならば、個々の利用者の利用をコントロールできる部分と、コントロールできない部分とがある、いわば「中二階の段階」にあると言えます。そのような中で、私的録音録画補償金制度を反故にしてしまうことが、果たして、権利者やメーカー、消費者にとってどのような意味を持つのでしょうか。

なお、これまで振り返ってきた、文化庁の著作権分科会の議論は一般の方が傍聴することも可能ですし、配布資料や発言者名を付した議事録も、文部科学省ホームページ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/s\\_hingi/bunka/index.htm#gijiroku](http://www.mext.go.jp/b_menu/s_hingi/bunka/index.htm#gijiroku))で公開されています。また、これまでの報告書や傍聴案内なども、文化庁ホームページ (<http://www.bunka.go.jp>) から、ご覧頂くことができます。

年月日		私的録音録画補償金制度の見直しに関する経緯	コピーワンスの見直しに関する経緯
2004年	4月5日		BS/地上デジタル放送のスクランブル化に伴いコピーワンスが導入される
2005年	7月29日		総務省(情報通信審議会)が「著作権の保護、視聴者の利便性の確保及び受信機の普及の両立に向けコピーワンスの運用改善に関係者一体となって対応していく必要がある」との内容の第2次中間答申を発表 <a href="http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050729_11.html">http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050729_11.html</a>
2006年	1月12日	文化審議会著作権分科会が報告書。 iPod等の追加指定先送りのほか私的録音録画補償金制度の抜本的見直しを提言	
	4月6日	文化審議会著作権分科会に私的録音録画小委員会設置	
	8月1日		総務省が「全ての放送番組をEPNの取扱としていく方向で検討する」との内容の第3次中間答申を発表 <a href="http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060801_4.html">http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060801_4.html</a>
	9月28日		総務省が「デジタル・コンテンツの流通の推進等に関する検討委員会(デジコン検討委員会)」を設置、権利者・消費者・放送事業者・メーカーの4者による検討を開始

年月日		私的録音録画補償金制度の見直しに関する経緯	コピーワンスの見直しに関する経緯
	12月19日		総務省デジコン検討委員会にて、コピーワンスでもEPNでもない解決策を検討する方向性が固まる
2007年	5月31日	文化庁平成19年第4回私的録音録画小委員会開催。JEITA委員がデジタル放送の録画については補償の必要なしと説明	
	7月17日	権利者87団体が「コピーワンス問題と補償金制度に関する緊急声明」を発表（記者会見第1弾）	
	8月2日		総務省が「権利者への対価の還元を前提にダビング10を実施する」との内容の第4次中間答申を発表 <a href="http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070802_4.html">http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070802_4.html</a>
	10月12日	文化審議会・私的録音録画小委員会が中間整理を公表。 私的複製の範囲の見直し（著作権法第30条）のほか、私的録音録画に用いられるものが補償金の支払対象ではない大容量の機器等に移行する一方で著作権保護技術が発達しつつある状況下における補償の必要性、録音録画機器等の提供に着目した補償制度の具体的な仕組み（対象機器・記録媒体の範囲や決定方法、補償金の支払義務者等）につき、これまでの審議結果を整理 <a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/010/07101103.htm">http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/010/07101103.htm</a>	

年月日	私的録音録画補償金制度の見直しに関する経緯	コピーワンスの見直しに関する経緯
	10月16日	JEITAが同中間報告に対する見解を公表
	11月9日	権利者87団体からJEITA会長宛に公開質問状を送付（記者会見第2弾）
	11月28日	文化庁平成19年第14回私的録音録画小委員会開催。JEITA委員より関連する発言なし
	12月7日	JEITA担当者がニュース・サイトのインタビューに答えて、公開質問状には回答する気がないことを言明
2007年	12月12日	権利者87団体は、JEITA会長より公開質問状に関する書簡を受領
	12月17日	権利者87団体が、総務省の検討と文化庁の検討におけるJEITAの主張の矛盾を指摘（記者会見第3弾）
	12月18日	文化庁平成19年第15回私的録音録画小委員会開催。文化庁が著作権保護技術（DRM）の発達・普及を前提に20XX年には私的録音録画を30条の範囲外とする事務局案を提示、概ね各委員の了解を得た
	12月19日	JEITA町田会長が、上記事務局案をJEITAとして尊重する旨表明
2008年	1月15日	権利者87（現89）団体が「CULTURE FIRST～はじめに文化ありき」と題する行動理念を発表（記者会見第4弾） <a href="http://www.culturefirst.jp">http://www.culturefirst.jp</a>



年月日		私的録音録画補償金制度の見直しに関する経緯	コピーワンスの見直しに関する経緯
	1月17日	文化庁 平成19年第16回私的録音録画小委員会 開催。 文化庁が、著作権保護技術の発達を受けて将来的に補償金制度による対応を縮小するものの音楽CDの録音と地上デジタル放送の録画については当面補償金制度による対応が必要とする事務局案を提示（配布資料）。各委員検討のため持ち帰り	
	2月19日		総務省デジコン検討委員会にて、Dpa から「第4次中間答申に掲げられた理念を念頭におき検討を進めており、条件が整った場合、ダビング10の実施を6月2日に実施するべく予定している」との発言
2008年	4月3日	文化庁 平成20年第1回私的録音録画小委員会 開催。 JEITA 委員より、「文化庁案に沿ってバランスの取れた解を見つけるため真摯に努力する」との発言あり	
	4月4日	権利者89団体がJEITA発言を好評価（記者会見第5弾）	
	4月11日		総務省デジコン検討委員会にて、ダビング10の実施日の確定にあたり、第4次中間答申でこれを提言した際の前提の実現状況をこの委員会で検証することを確認し、フォローアップWGが設置される

年月日	私的録音録画補償金制度の見直しに関する経緯	コピーワンスの見直しに関する経緯
5月8日	<p>文化庁 平成 20 年第 2 回私的録音録画小委員会 開催。</p> <p>1月17日事務局案を詳述した資料と、これに基づく具体的な制度設計案(配布資料)について議論。</p> <p>JEITA 委員は「補償金制度の縮小・廃止の道筋が見えない」として、事務局に対し JEITA の質問に書面で 回答するよう要求</p>	
5月29日	<p>文化庁 平成 20 年第 3 回私的録音録画小委員会 開催延期</p>	